

対象経費例示一覧

別表2

項目	内容	判定結果	理由
換気の改善	窓設置工事	○	改修の場合、FIX窓から開閉可能な窓への改修など換気量が既存より増加することが期待されます。
	網戸の設置	○	換気のために、出入口を常に開けることにより虫等の侵入の可能性が高まることから補助対象となります。ただし、不特定多数が利用するスペースにある窓に設置する場合のみ補助対象となります。従業員専用の出入口は補助対象外です。
	網戸の張替え	○	不特定多数の人が利用するスペースにある窓に設置する場合のみ補助対象となります。
	換気扇の設置	○	不特定多数の人が利用するスペースの換気改善に効果的であれば補助対象となります。
	エアコンの設置	○	一般のお客様が利用するスペースの換気改善に効果のある場所に設置してください。
設備の改修	スペース増床	○	室内空間の拡張やテラスの増築など、3密対策に資する事業が補助対象となります。
	客席の個室化	○	空間を区切ることで、不特定多数の人との接触機会を減らし、衝立と同様の効果が期待できることから補助対象となります。ただし、消防法等の各種法令などに適合し、換気機能を悪化しないものに限りです。
	整理券券券機	○	従業員とお客様の接触機会を低減する効果があることから、補助対象となります。ただし、列整、密を作らない対策をとってください。
	予約受付用機器の導入	○	システムの開発費を除くパッケージソフトの購入について、密集・密接の軽減効果があるため、補助対象となります。
	オンライン授業	○	完全オンライン化は補助金の趣旨(安心して来店できる)に反することから、一部オンライン化する場合のみ補助対象となります。
	個人スマホでの注文システム導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入は補助対象となります。
	注文用タッチパネルの導入	○	システムの開発費を除きパッケージソフトの購入とあわせて導入する機器を含めて補助対象となります。
	センサー式自動蛇口を設置	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから補助対象となります。ただし、従業員のみ使用するものは補助対象外です。
	ペーパータオルの設置	○	ペーパータオルホルダーと専用ゴミ箱は補助対象、ペーパー自体は消耗品のため補助対象外となります。
	便器の設置・改修	○	汚水が飛び散ることによる飛沫感染防止のため、フタ付き便座に変更するものは補助対象となります。
ドライブスルー	○	従業員と客の密集・密接を低減する効果があることから、補助対象となります。	
物品の購入	マスク、手袋(繰り返し使えるもの)	○	一度で使い切ってしまう消耗品は補助対象外、何度も繰り返し使用できるものは補助対象となります。原則、主として接客をする従業員に対するものが補助対象です。
	消毒液	×	消耗品のため、補助対象外です。
	消毒(除菌)マット	○	
	空気清浄機	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。なお、性能はHEPAフィルタによる過式で、かつ風量は5m ³ /min程度以上のものが望ましい。(厚生労働省の通知より)
	扇風機	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。
	サーキュレーター	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、風の流れを阻害しない場所へ設置してください。
	加湿器	○	湿度管理によりコロナウイルスの飛散を抑えられる可能性があることから、補助対象となります。
	除湿器(空気清浄機能なし)	×	
	除菌脱臭機(空気清浄機能なし)	×	
	光触媒(空気清浄機能なし)	×	
	オゾン発生器(空気清浄機能なし)	×	
	非接触型検温器、サーモグラフィ、サーマルカメラ	○	
	次亜塩素酸関連機器	×	現時点で次亜塩素酸が新型コロナウイルスに対し、不活化効果が認められず、人体への影響も不明確なため補助対象外とします。ただし、今後機器の検証により、人体に影響がなく、新型コロナウイルスに対して効果があることが検証された場合は補助対象となります。⇒NITE(製品評価技術基盤機構)、厚生労働省などが示す有効塩素濃度が35ppm以上の次亜塩素酸水を生成する機器を導入する場合、補助対象となりますので導入した機器の性能が分かる書類を申請書に添付してください。ただし、設置目的や条件によっては補助対象外となる場合があります。また、次亜塩素酸水を噴霧する機器については、引き続き対象外です。
	防護服(耐久性のあるものに限る)	○	接触感染の防止に効果があるため補助対象となります。ただし、耐久性のあるものに限ります。
	フェイスシールド	○	飛沫感染防止に効果があるため補助対象となります。ただし、フェイスシールドを構成する部品の一部の購入は、消耗品扱いとし、補助対象外となります。原則、主として接客をする従業員に対するものが対象です。
	キャッシュレス導入	○	接触感染の機会減少に繋がる、キャッシュレス導入のために設置する機器は補助対象となります。
	サッカー台増設	○	客の密集を防ぐ効果があるため、補助対象となります。
	自動精算機(セルフレジ)	○	接触感染の機会減少に繋がる、キャッシュレス導入のために設置する機器は補助対象となります。
	順番待ち位置印ステッカー	○	耐久性のあるものであれば補助対象となります。(養生テープなどで作成した一時的な対策は不可)
	レジ用飛沫防止シート	○	

項目	内容	判定結果	理由
	席区分け、アクリル板の設置	○	
	ビニールカーテン	○	
	運転席と客席を区別する透明シート等	○	
	つい立、仕切りなど	○	
	予防広告	○	
	テーブル・椅子等増設	○	座席の分割、座席数の減など3密対策に効果があるものは補助対象となります。
	大皿・小皿	○	バイキングなど、大皿提供から小分けにすることについては、ガイドライン推奨により補助対象となります。
	センサー(重量)の調整	○	密を防ぐためのエレベーターの改修にかかる費用は補助対象となります。
その他	除菌・清掃に係る費用	×	除菌用の清掃用品や、業者を入れての消毒等役務費にかかるところは補助対象外となります。